

平成30年9月11日  
記者発表資料

## 職業能力開発短期大学校の正規訓練課程に外国人材を受け入れることを求める緊急要請について

受入れの必要性を国へ説明し、規制緩和の実現を強く要請しました。

このことについて、本日(9月11日)、黒岩知事が菅官房長官に面会し、緊急要請を実施しました。

### 1 要請日時

平成30年9月11日(火)16:30

### 2 要請先

菅 義偉 内閣官房長官

### 3 要請者

黒岩 祐治 神奈川県知事

### 4 要請内容

別紙のとおり



### 問合せ先

神奈川県産業労働局労働部産業人材課  
課長 福園 電話045-210-5700  
副課長 三杉 電話045-210-5701

内閣官房長官  
菅義偉 殿

職業能力開発短期大学校の正規訓練課程  
に外国人材を受け入れることを求める  
緊急要請

平成30年9月11日

神奈川県

職業能力開発短期大学の正規訓練課程に外国人材を受け入れることを求める  
緊急要請

神奈川県内の中小企業においては人手不足が深刻化しており、特にものづくりを行う中小企業では、専門能力を持った人材が不足し、職種によっては求人を出しても応募すらない危機的状況にある。

人材の不足は、受注を逃し、中小企業が発展するチャンスをみすみす逸してしまっただけでなく、従業員に長時間労働を強いることになり、労働環境の悪化から更に人材が集まらないという悪循環にも陥りかねない。

本県では、職業能力開発短期大学校である「神奈川県立産業技術短期大学校」において、実際の製造過程で生じる問題を発見し解決できる「実践技術者」を輩出しており、日本で働くことを希望する外国人材も同校の正規訓練課程に受け入れ、養成していくことが、専門技術人材不足の解消に有効であると考え、これまで関係省庁と調整を進めてきた。

しかしながら、職業能力開発促進法を所管する厚生労働省からは、同法に規定がない中、職業能力開発短期大学校は国内労働者に対して職業訓練を行うためのものであり、外国人材は同法第 92 条に規定される「職業訓練等に準ずる訓練」のみ受講可能で正規訓練課程は受けられない、との解釈が示されている。

正規訓練課程であれば、訓練修了時に就労可能な在留資格「技術・人文知識・国際業務」の取得に必要な学歴要件を満たすが、「準ずる訓練」では、在留資格審査は、訓練修了時に一件ごとに訓練の内容や時間数を審査し、基準に適合するか判断されることとなり、在留資格「技術・人文知識・国際業務」を得られる保証はない。2年間の「準ずる訓練」修了後に在留資格が取得できない場合には国際的な問題ともなることから、本県としては正規訓練課程の受入れが必須であると考えている。

職業能力開発短期大学の正規訓練課程への外国人材受入れは、県内中小企業の専門技術人材不足の解消とともに、企業の国際競争力の強化も期待できることから、早期に実現が必要な取組である。

そこで、次の事項について特段の措置を講じられたい。

国家戦略特区の活用により、職業能力開発促進法の規制緩和を実現し、神奈川県立産業技術短期大学の正規訓練課程への外国人材の受入れを可能とすること。

平成 30 年 9 月 11 日

内閣官房長官 菅 義 偉 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治

